

●「障がい者福祉のしおり」新旧対照表

ページ	項目	新	旧
2	制度一覧 (65歳未満の方)	心身障害者福祉手当 精神障害者保健福祉手帳の1級 △	心身障害者福祉手当 精神障害者保健福祉手帳1級 空欄
4		重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業 利用者負担 有	重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業 利用者負担 空欄
4		削除(重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業に統合)	医療的ケア児等の家族の就労等支援事業
7		削除	住宅情報ネットワーク事業
7		住宅リフォーム事業者登録制度 「身体障害者手帳」の「視覚」の1級から「難病」まで すべて●	リフォーム支援事業 本文ページをご確認ください
7		木造住宅の耐震化促進助成	木造住宅の耐震化推進助成
10		窓口案内図	削除
11	削除(廃止)		おとしより保健福祉センター 〒174-0063 板橋区前野町四丁目16番1号 ☎5970-1111 FAX 5392-2060
16	関係機関一覧	前野福祉園 板橋区前野町四丁目16番1号 旧おとしより保健福祉センター2階	前野福祉園 板橋区前野町四丁目16番1号 おとしより保健福祉センター2階
17		【学校】 筑波大学付属大塚特別支援学校 FAX番号 ※ホームページにお問い合わせフォームがあります。	【学校】 筑波大学付属大塚特別支援学校 FAX番号 5684-4841
		【区内当事者団体】 板橋区聴覚障害者協会 代表者 篠田 雅哉	【区内当事者団体】 板橋区聴覚障害者協会 代表者 西端 龍三郎
28	所得税・住民税の 障害者控除	問合せ [所得税] 国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 [住民税] 課税課 ☎3579-2101 FAX5248-7099	問合せ [所得税] 板橋税務署 ☎3962-4151 [住民税] 課税課 ☎3579-2101 FAX5248-7099

ページ	項目	新	旧																																																																								
28	<p>自動車税種別割・軽自動車税（種別割）・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免</p> <p>↓</p> <p>自動車税・軽自動車税の減免</p>	<p>自動車税・軽自動車税の減免 問合せ 次ページ申請場所へ</p> <p>減免対象</p> <p>次の表に該当する身体障がい者等（又は同居者）が所有し、身体障がい者等のために使用する自動車（自動車、軽自動車問わず1台分）について減免されます。なお、税制改正により内容が変更となる場合があります。</p> <p>自動車の種類 自動車、軽自動車、二輪車等、車いすの昇降装置・固定装置を取り付けた自動車</p> <table border="1" data-bbox="557 472 1484 787"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th> <th>手帳の等級</th> <th>障がいの種類</th> <th>手帳の等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい（視力障がい・視野障がい）</td> <td>1～3級 4級の1</td> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・上肢機能障がい</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>2・3級</td> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・移動機能障がい</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>音声機能又は言語機能障がい（こう頭摘出にかかもの）</td> <td>3級</td> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各機能障がい</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td>3・5級</td> <td>免疫機能障がい</td> <td>普通車1～3級 軽自動車1～4級</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障がい</td> <td>1・2級</td> <td>肝臓機能障がい</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>下肢機能障がい</td> <td>1～6級</td> <td>知的障がい（愛の手帳）</td> <td>1～3度</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障がい</td> <td>1～3・5級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）</td> <td>1級（※1）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 自動車税については、「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお持ちの方に限りです。</p>	障がいの種類	手帳の等級	障がいの種類	手帳の等級	視覚障がい（視力障がい・視野障がい）	1～3級 4級の1	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・上肢機能障がい	1・2級	聴覚障がい	2・3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・移動機能障がい	1～6級	音声機能又は言語機能障がい（こう頭摘出にかかもの）	3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各機能障がい	1・3・4級	平衡機能障がい	3・5級	免疫機能障がい	普通車1～3級 軽自動車1～4級	上肢機能障がい	1・2級	肝臓機能障がい	1～4級	下肢機能障がい	1～6級	知的障がい（愛の手帳）	1～3度	体幹機能障がい	1～3・5級			精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）	1級（※1）			<p>自動車税種別割・軽自動車税（種別割）・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免 問合せ 次ページ申請場所へ</p> <p>減免対象</p> <p>次の表に該当する身体障がい者等（又は同居者）（※1）が所有し、身体障がい者等のために使用する自動車（自動車、軽自動車問わず1台分）について減免されます。なお、税制改正により内容が変更となる場合があります。</p> <p>自動車の種類 自動車、軽自動車、二輪車等、車いすの昇降装置・固定装置を取り付けた自動車</p> <table border="1" data-bbox="1751 472 2677 787"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th> <th>手帳の等級</th> <th>障がいの種類</th> <th>手帳の等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい（視力障がい・視野障がい）</td> <td>1～3級 4級の1</td> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・上肢機能障がい</td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>2・3級</td> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・移動機能障がい</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>音声機能又は言語機能障がい（こう頭摘出にかかもの）</td> <td>3級</td> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各機能障がい</td> <td>1・3・4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td>3・5級</td> <td>免疫機能障がい</td> <td>普通車1～3級 軽自動車1～4級</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障がい</td> <td>1・2級</td> <td>肝臓機能障がい</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>下肢機能障がい</td> <td>1～6級</td> <td>知的障がい（愛の手帳）</td> <td>1～3度</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障がい</td> <td>1～3・5級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）</td> <td>1級（※2）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、障がい者の方の住所地近隣にお住まいの親族の方等も対象となります。</p> <p>※2 自動車税種別割と自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお持ちの方に限ります。</p>	障がいの種類	手帳の等級	障がいの種類	手帳の等級	視覚障がい（視力障がい・視野障がい）	1～3級 4級の1	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・上肢機能障がい	1・2級	聴覚障がい	2・3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・移動機能障がい	1～6級	音声機能又は言語機能障がい（こう頭摘出にかかもの）	3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各機能障がい	1・3・4級	平衡機能障がい	3・5級	免疫機能障がい	普通車1～3級 軽自動車1～4級	上肢機能障がい	1・2級	肝臓機能障がい	1～4級	下肢機能障がい	1～6級	知的障がい（愛の手帳）	1～3度	体幹機能障がい	1～3・5級			精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）	1級（※2）		
障がいの種類	手帳の等級	障がいの種類	手帳の等級																																																																								
視覚障がい（視力障がい・視野障がい）	1～3級 4級の1	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・上肢機能障がい	1・2級																																																																								
聴覚障がい	2・3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・移動機能障がい	1～6級																																																																								
音声機能又は言語機能障がい（こう頭摘出にかかもの）	3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各機能障がい	1・3・4級																																																																								
平衡機能障がい	3・5級	免疫機能障がい	普通車1～3級 軽自動車1～4級																																																																								
上肢機能障がい	1・2級	肝臓機能障がい	1～4級																																																																								
下肢機能障がい	1～6級	知的障がい（愛の手帳）	1～3度																																																																								
体幹機能障がい	1～3・5級																																																																										
精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）	1級（※1）																																																																										
障がいの種類	手帳の等級	障がいの種類	手帳の等級																																																																								
視覚障がい（視力障がい・視野障がい）	1～3級 4級の1	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・上肢機能障がい	1・2級																																																																								
聴覚障がい	2・3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい・移動機能障がい	1～6級																																																																								
音声機能又は言語機能障がい（こう頭摘出にかかもの）	3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の各機能障がい	1・3・4級																																																																								
平衡機能障がい	3・5級	免疫機能障がい	普通車1～3級 軽自動車1～4級																																																																								
上肢機能障がい	1・2級	肝臓機能障がい	1～4級																																																																								
下肢機能障がい	1～6級	知的障がい（愛の手帳）	1～3度																																																																								
体幹機能障がい	1～3・5級																																																																										
精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）	1級（※2）																																																																										
29		<p>申請窓口・申請場所</p> <p>申請期限に遅れた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。</p> <table border="1" data-bbox="557 1060 1350 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>自動車税</th> <th>軽自動車税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請期限</td> <td>すでに自動車を所有している場合、納期限まで（4月1日から5月31日）まで（※2）</td> <td>毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限まで</td> </tr> <tr> <td>申請場所 問合せ先</td> <td>都税総合事務センター ☎ 3525-4066 板橋都税事務所 ☎ 3963-2111</td> <td>課税課税務係 ☎ 3579-2095</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 申請期限を過ぎますと、翌年度からの減免となります。</p>		自動車税	軽自動車税	申請期限	すでに自動車を所有している場合、納期限まで（4月1日から5月31日）まで（※2）	毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限まで	申請場所 問合せ先	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 板橋都税事務所 ☎ 3963-2111	課税課税務係 ☎ 3579-2095	<p>申請窓口・申請場所</p> <p>申請期限に遅れた場合は、減免が受けられませんのでご注意ください。</p> <table border="1" data-bbox="1721 1060 2849 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>自動車税種別割</th> <th>軽自動車税（種別割）</th> <th>自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請期限</td> <td>すでに自動車を所有している場合、納期限まで（4月1日から5月31日）まで（※3）</td> <td>毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限まで</td> <td>新たに自動車・軽自動車（二輪車を除く）を取得した場合、登録（取得）の日から1ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>申請場所 問合せ先</td> <td>都税総合事務センター ☎ 3525-4066 板橋都税事務所 ☎ 3963-2111</td> <td>課税課税務係 ☎ 3579-2095</td> <td>都税総合事務センター ☎ 3525-4066 練馬自動車税事務所 ☎ 3932-7321</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 申請期限を過ぎますと、翌年度からの減免となります。</p>		自動車税種別割	軽自動車税（種別割）	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割	申請期限	すでに自動車を所有している場合、納期限まで（4月1日から5月31日）まで（※3）	毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限まで	新たに自動車・軽自動車（二輪車を除く）を取得した場合、登録（取得）の日から1ヶ月以内	申請場所 問合せ先	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 板橋都税事務所 ☎ 3963-2111	課税課税務係 ☎ 3579-2095	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 練馬自動車税事務所 ☎ 3932-7321																																																			
	自動車税	軽自動車税																																																																									
申請期限	すでに自動車を所有している場合、納期限まで（4月1日から5月31日）まで（※2）	毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限まで																																																																									
申請場所 問合せ先	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 板橋都税事務所 ☎ 3963-2111	課税課税務係 ☎ 3579-2095																																																																									
	自動車税種別割	軽自動車税（種別割）	自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割																																																																								
申請期限	すでに自動車を所有している場合、納期限まで（4月1日から5月31日）まで（※3）	毎年納税通知書発行日（5月中旬）から納期限まで	新たに自動車・軽自動車（二輪車を除く）を取得した場合、登録（取得）の日から1ヶ月以内																																																																								
申請場所 問合せ先	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 板橋都税事務所 ☎ 3963-2111	課税課税務係 ☎ 3579-2095	都税総合事務センター ☎ 3525-4066 練馬自動車税事務所 ☎ 3932-7321																																																																								
30	心身障害者福祉手当	<table border="1" data-bbox="498 1480 1679 1669"> <tbody> <tr> <td>対象になる方 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 戦傷病者手帳第4項症 精神障害者保健福祉手帳1級</td> <td>手当月額 7,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>申請手続に必要な書類など [手帳所持者] 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか [難病] 特定医療費（指定難病）受給者証又は都医療券 ※小児慢性特定疾病療養受給者証をお持ちで、31～34ページの疾病に該当する方は小児慢性特定疾病療養受給者証</p>	対象になる方 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 戦傷病者手帳第4項症 精神障害者保健福祉手帳1級	手当月額 7,750円	<table border="1" data-bbox="1691 1480 2884 1669"> <tbody> <tr> <td>対象になる方 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 戦傷病者手帳第4項症</td> <td>手当月額 7,750円</td> </tr> </tbody> </table> <p>申請手続に必要な書類など [手帳所持者] 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳のいずれか [難病] 特定医療費（指定難病）受給者証又は都医療券 ※小児慢性特定疾病療養受給者証をお持ちで、31～34ページの疾病に該当する方は小児慢性特定疾病療養受給者証と小児慢性特定疾病医療意見書の写し</p>	対象になる方 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 戦傷病者手帳第4項症	手当月額 7,750円																																																																				
対象になる方 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 戦傷病者手帳第4項症 精神障害者保健福祉手帳1級	手当月額 7,750円																																																																										
対象になる方 身体障害者手帳3級 愛の手帳4度 戦傷病者手帳第4項症	手当月額 7,750円																																																																										

ページ	項目	新	旧
36	特別障害者手当 (国制度)	対象・手当額 手当金額 30,450円(申請翌月から) 令和8年4月1日現在	対象・手当額 手当金額 29,590円(申請翌月から) 令和7年4月1日現在
38	児童扶養手当 (国制度)	対象・手当額 手当金額 全部支給 48,050円 一部支給 11,340円~48,040円 児童2人目以降 一人につき 全部支給 11,350円 一部支給 5,680円~11,340円加算 (令和8年4月1日現在)	対象・手当額 手当金額 全部支給 46,690円 一部支給 11,010円~46,680円 児童2人目以降 一人につき 全部支給 11,030円 一部支給 5,520円~11,020円加算 (令和7年4月1日現在)
39	特別児童扶養手当 (国制度)	対象・手当額 手当金額 1級 58,450円 2級 38,930円 (令和8年4月1日現在)	対象・手当額 手当金額 1級 56,800円 2級 37,830円 (令和7年4月1日現在)
		申請手続きに必要な書類など 所定の診断書 ※愛の手帳1度の方は省略できます。また、身体障害者手帳の一部(内部障がいを除く)や愛の手帳2度の方は省略できる場合があります。	申請手続きに必要な書類など ・所定の診断書 ※愛の手帳1度の方は省略できます。また、身体障害者手帳の一部(内部障がいを除く)や愛の手帳2度の方は省略できる場合があります。 ・申請者(保護者)及び児童の戸籍謄本(コピー不可、原本)
40	障害児福祉手当 (国制度)	対象・手当額 手当金額 16,560円(申請翌月から) (令和8年4月1日現在)	対象・手当額 手当金額 16,100円(申請翌月から) (令和7年4月1日現在)
42	障がいの手当一覧	心身障害者福祉手当 支給対象 ①「身体障害者手帳」1級・2級、「愛の手帳」1度・2度・3度又は「精神障害者保健福祉手帳」1級に該当する方 手当申請に必要なもの ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳 ②難病の方は医療受給者証又は都医療券 ※小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、P.31~P.34の疾病に該当する方は小児慢性特定疾病医療受給者証	心身障害者福祉手当 支給対象 ①「身体障害者手帳」1級・2級、又は「愛の手帳」1度・2度・3度に該当する方 手当申請に必要なもの ①身体障害者手帳、愛の手帳又は戦傷病者手帳 ②難病の方は医療受給者証又は都医療券 ※小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、P.31~P.34の疾病に該当する方は小児慢性特定疾病医療受給者証と小児慢性特定疾病医療意見書の写し
児童扶養手当 手当月額 全部支給 48,050円 一部支給 11,340円~48,040円 児童2人目以降 一人につき 全部支給 11,350円 一部支給 5,680円~11,340円加算		児童扶養手当 手当月額 全部支給 46,690円 一部支給 11,010円~46,680円 児童2人目以降 一人につき 全部支給 11,030円 一部支給 5,520円~11,020円加算	
特別児童扶養手当(20歳未満) 手当月額 1級 58,450円 2級 38,930円		特別児童扶養手当(20歳未満) 手当月額 1級 56,800円 2級 37,830円	
障害児福祉手当(20歳未満) 手当月額 申請翌月から16,560円		障害児福祉手当(20歳未満) 手当月額 申請翌月から16,100円	
43	特別障害者手当(20歳以上) 手当月額 申請翌月から30,450円	特別障害者手当(20歳以上) 手当月額 申請翌月から29,590円	

ページ	項目	新	旧
44	障害基礎年金 (国民年金)	<p>支給金額 年金1級 1,059,125円【1,056,125円】(年額) 年金2級 847,300円【844,900円】(年額) 子の加算 1人目・2人目 各243,800円(年額) 3人目～(1人) 81,300円(年額) ※令和8年度の金額です。支給金額は年度によって異なります。 ※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の金額です。</p>	<p>支給金額 年金1級 1,039,625円【1,036,625円】(年額) 年金2級 831,700円【829,300円】(年額) 子の加算 1人目・2人目 各239,300円(年額) 3人目～(1人) 79,800円(年額) ※令和7年度の金額です。支給金額は年度によって異なります。 ※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の金額です。</p>
		<p>所得制限額 20歳未満で障がいを発症した方の障害基礎年金は、所得制限額(前年の本人所得：半額停止3,761,000円、全額停止4,794,000円)が設けられています。なお、所得制限額は扶養人数に応じて変わり、年度によって異なる場合があります。</p>	<p>所得制限額 20歳未満で障がいを発症した方の障害基礎年金は、所得制限額(前年の本人所得：半額停止3,704,000円、全額停止4,721,000円)が設けられています。なお、所得制限額は扶養人数に応じて変わり、年度によって異なる場合があります。</p>
44	障害厚生年金・ 障害手当金(厚生年金)	<p>初診日が厚生年金加入期間にある方は、厚生年金法に基づき、1級～3級又は障害手当金を認定します。最低保障額(年額)は3級で635,500円【633,700円】、障害手当金(一時金)は1,271,000円【1,267,400円】です。 ※令和8年度の金額です。最低保障額は年度によって異なります。 ※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の金額です。</p>	<p>初診日が厚生年金加入期間にある方は、厚生年金法に基づき、1級～3級又は障害手当金を認定します。最低保障額(年額)は3級で623,800円【622,000円】、障害手当金(一時金)は1,247,600円【1,243,950円】です。 ※令和7年度の金額です。最低保障額は年度によって異なります。 ※【 】内は昭和31年4月1日以前生まれの方の金額です。</p>
48	心身障がい児(者) 歯科診療	<p>■診療日 土曜日(祝日、年末年始を除く) 13:00～17:00(予約制) ■電話予約 月～土 13:00～16:00</p>	<p>■申込 電話予約 月～土 13:00～16:00 日、祝、年末年始 9:00～16:00 ■診療日 土曜日(祝日、年末年始を除く) 13:00～17:00(予約制) ■歯科相談 月～土(祝日、年末年始を除く) 13:00～17:00 (電話又は事前連絡のうえ来所)</p>
48	難病医療費等の助成	<p>助成の内容 ①難病(指定難病・東京都単独の対象疾病) 対象疾病の治療にかかる医療費等のうち、医療保険・介護保険を適用した後の自己負担分の一部を助成します。ただし、入院時の食事・生活療養標準負担額は含みません。 ■介護保険は次のサービスに限ります。 「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「介護医療院サービス」「介護予防訪問看護」「介護予防訪問リハビリテーション」「介護予防居宅療養管理指導」</p>	<p>助成の内容 ①難病(指定難病・東京都単独の対象疾病) 対象疾病の治療にかかる医療費等のうち、医療保険・介護保険を適用した後の自己負担分の一部を助成します。ただし、入院時の食事・生活療養標準負担額は含みません。 ■介護保険は次のサービスに限ります。 「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「介護療養施設サービス」「介護医療院サービス」「介護予防訪問看護」「介護予防訪問リハビリテーション」「介護予防居宅療養管理指導」</p>
50	带状疱疹予防接種の助成	<p>区内に住民登録があり、自費・公費問わず今まで一度も接種したことがない方を対象に带状疱疹予防接種費用の一部を公費負担します。</p> <p>【定期接種】 ①年度内に65歳になる方 ②60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある身体障害者手帳1級の方 ③年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方</p> <p>削除(事業終了のため)</p>	<p>区内に住民登録があり、【定期接種】は今まで一度も接種したことがない方、【任意接種費用助成】は今まで板橋区で助成を受けたことがない方で、下記の方を対象に带状疱疹予防接種費用の一部を公費負担します。</p> <p>【定期接種】 ①年度内に65歳になる方 ②60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいのある身体障害者手帳1級の方 ③年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方、101歳以上の方</p> <p>【任意接種費用助成】50歳以上で上記の①～③に該当しない方</p>

ページ	項目	新	旧																																																				
53	育成医療	<p>申請手続 事前にお電話などで次の書類等のうち、必要なものをご確認のうえご申請ください。 ※育成医療の申請書・意見書・世帯調書は担当窓口のほか、区のホームページでも配布しています。</p> <table border="1" data-bbox="552 348 1492 533"> <thead> <tr> <th>手続に必要なもの</th> <th>更生医療</th> <th>精神通院医療</th> <th>育成医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援医療申請書</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>自立支援医療意見書・診断書（用紙は担当窓口にあります）</td> <td>●</td> <td>●※1</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>世帯調書</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>健康保険の資格が確認できる書類等</td> <td>●※2</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>課税又は非課税証明書（住民税額のわかる書類）</td> <td>●※2</td> <td>●※2</td> <td>●※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 精神通院の診断書は不要場合があります。 ※2 マイナンバーで省略できる場合があります。</p>	手続に必要なもの	更生医療	精神通院医療	育成医療	自立支援医療申請書	●	●	●	自立支援医療意見書・診断書（用紙は担当窓口にあります）	●	●※1	●	世帯調書			●	健康保険の資格が確認できる書類等	●※2	●	●	課税又は非課税証明書（住民税額のわかる書類）	●※2	●※2	●※2	<p>申請手続 事前にお電話などで次の書類等のうち、必要なものをご確認のうえご申請ください。 ※育成医療の申請書・意見書・世帯調書は担当窓口のほか、区のホームページでも配布しています。</p> <table border="1" data-bbox="1760 348 2683 554"> <thead> <tr> <th>手続に必要なもの</th> <th>更生医療</th> <th>精神通院医療</th> <th>育成医療</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自立支援医療申請書</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>自立支援医療意見書・診断書（用紙は担当窓口にあります）</td> <td>●</td> <td>●※1</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>世帯調書</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>健康保険の資格が確認できる書類等</td> <td>●※2</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>課税又は非課税証明書（住民税額のわかる書類）</td> <td>●※2</td> <td>●※2</td> <td>●※2</td> </tr> <tr> <td>印鑑（朱肉を使うもの）</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 精神通院の診断書は不要場合があります。 ※2 マイナンバーで省略できる場合があります。</p>	手続に必要なもの	更生医療	精神通院医療	育成医療	自立支援医療申請書	●	●	●	自立支援医療意見書・診断書（用紙は担当窓口にあります）	●	●※1	●	世帯調書			●	健康保険の資格が確認できる書類等	●※2	●	●	課税又は非課税証明書（住民税額のわかる書類）	●※2	●※2	●※2	印鑑（朱肉を使うもの）		●	
手続に必要なもの	更生医療	精神通院医療	育成医療																																																				
自立支援医療申請書	●	●	●																																																				
自立支援医療意見書・診断書（用紙は担当窓口にあります）	●	●※1	●																																																				
世帯調書			●																																																				
健康保険の資格が確認できる書類等	●※2	●	●																																																				
課税又は非課税証明書（住民税額のわかる書類）	●※2	●※2	●※2																																																				
手続に必要なもの	更生医療	精神通院医療	育成医療																																																				
自立支援医療申請書	●	●	●																																																				
自立支援医療意見書・診断書（用紙は担当窓口にあります）	●	●※1	●																																																				
世帯調書			●																																																				
健康保険の資格が確認できる書類等	●※2	●	●																																																				
課税又は非課税証明書（住民税額のわかる書類）	●※2	●※2	●※2																																																				
印鑑（朱肉を使うもの）		●																																																					
61	重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業 ↓ 重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業	<p>重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等を介護する家族のレスパイト（休息）や就労等支援のために、看護師を派遣します。</p>	<p>重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業 医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）等を介護する家族のレスパイト（休息）のために、看護師を派遣します。</p>																																																				
61	医療的ケア児等の家族の就労等支援事業	すべて削除（重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業に統合）	医療的ケア児等の家族の就労等支援事業																																																				
80	日常生活用具費対象品目	収尿器 対 象 肢体不自由 空欄 内部 ● 障がい個別等級 内部	収尿器 対 象 肢体不自由 ● 内部 空欄 障がい個別等級 肢体不自由																																																				
81	日常生活用具費対象品目	透析液加温器	透析液加温器																																																				
81	日常生活用具費対象品目	聴覚障がい者用通知装置	聴覚障がい者用通知装置																																																				
81	日常生活用具費対象品目	視覚障がい者誘導装置 対 象 視覚 ● 年 齢 学齢児以上 障がい個別等級 視覚1・2級 耐用年数 5年	新規追加																																																				

ページ	項目	新	旧																																																																																						
83	民生委員・児童委員	問合 福祉総務課庶務係 ☎3579-2352	問合 生活支援課庶務係 ☎3579-2352																																																																																						
84	<p>身体障がい者相談員 ↓ 身体障害者相談員</p>	<p>身体障害者相談員 (FAX) 03-6681-9558</p> <p>問合 障がい政策課計画推進係 ☎ 3579-2361 FAX 3579-4159</p> <p>区長の委嘱を受けた民間の相談員が、身体障害者手帳を所持している方の養育や生活などの身近な相談に応じています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当地区</th> <th>種別</th> <th>氏名</th> <th>電話/FAX/ メール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">板橋</td> <td>肢体</td> <td>伊藤 弾</td> <td>(電話) 070-4192-9673</td> </tr> <tr> <td>肢体</td> <td>石井 伸一</td> <td>(電話) 090-4951-4665 (E-mail) ryuhandfavor@yahoo.co.jp</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>篠田 雅哉</td> <td>(FAX) 03-6681-9558 (E-mail) at.masaya@yahoo.co.jp</td> </tr> <tr> <td>高次脳機能障がい</td> <td>曾田 玉美</td> <td>(E-mail) aida@mejiro.ac.jp</td> </tr> <tr> <td>視覚</td> <td>橋口 浩一</td> <td>(電話) 080-1782-7632</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">赤塚</td> <td>全般</td> <td>紫垣 伸也</td> <td>(電話) 090-1965-6179 (E-mail) shigakishinya@gmail.com</td> </tr> <tr> <td>肢体(親)</td> <td>高橋 智英子</td> <td>(電話) 03-3937-3442</td> </tr> <tr> <td>視覚</td> <td>古村 法尾</td> <td>(電話) 03-5383-1744</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>松本 志保</td> <td>(FAX) 03-5968-8339</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">志村</td> <td>肢体(親) 身体障がい・重度重複障がい</td> <td>藤井 亜紀子</td> <td>(電話・FAX) 03-3559-5380</td> </tr> <tr> <td>肢体</td> <td>塩尻 輝雄</td> <td>(電話) 070-5519-8422 (E-mail) teruo-s@willcom.com</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>小川 道孝</td> <td>(FAX) 03-6319-4977</td> </tr> </tbody> </table>	担当地区	種別	氏名	電話/FAX/ メール	板橋	肢体	伊藤 弾	(電話) 070-4192-9673	肢体	石井 伸一	(電話) 090-4951-4665 (E-mail) ryuhandfavor@yahoo.co.jp	聴覚	篠田 雅哉	(FAX) 03-6681-9558 (E-mail) at.masaya@yahoo.co.jp	高次脳機能障がい	曾田 玉美	(E-mail) aida@mejiro.ac.jp	視覚	橋口 浩一	(電話) 080-1782-7632	赤塚	全般	紫垣 伸也	(電話) 090-1965-6179 (E-mail) shigakishinya@gmail.com	肢体(親)	高橋 智英子	(電話) 03-3937-3442	視覚	古村 法尾	(電話) 03-5383-1744	聴覚	松本 志保	(FAX) 03-5968-8339	志村	肢体(親) 身体障がい・重度重複障がい	藤井 亜紀子	(電話・FAX) 03-3559-5380	肢体	塩尻 輝雄	(電話) 070-5519-8422 (E-mail) teruo-s@willcom.com	聴覚	小川 道孝	(FAX) 03-6319-4977	<p>身体障がい者相談員</p> <p>身体障がい者相談員 (FAX) 03-6681-9558</p> <p>問合 障がい政策課計画推進係 ☎ 3579-2361 FAX 3579-4159</p> <p>区長の委嘱を受けた民間の相談員が、身体障害者手帳を所持している方の養育や生活などの身近な相談に応じています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当地区</th> <th>種別</th> <th>氏名</th> <th>電話/FAX/ メール</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">板橋</td> <td>肢体</td> <td>伊藤 弾</td> <td>(電話) 070-4192-9673</td> </tr> <tr> <td>肢体</td> <td>石井 伸一</td> <td>(電話) 090-4951-4665 (E-mail) ryuhandfavor@yahoo.co.jp</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>越智 大輔</td> <td>(FAX) 03-5464-6057</td> </tr> <tr> <td>高次脳機能障がい</td> <td>曾田 玉美</td> <td>(E-mail) mejiroida@gmail.com</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">赤塚</td> <td>肢体(親) 肢体不自由・医療的ケア・知的障がい</td> <td>峰松 利江</td> <td>(電話) 03-3559-8305</td> </tr> <tr> <td>肢体(親)</td> <td>高橋 智英子</td> <td>(電話) 03-3937-3442</td> </tr> <tr> <td>視覚</td> <td>古村 法尾</td> <td>(電話) 03-5383-1744</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">志村</td> <td>聴覚</td> <td>松本 志保</td> <td>(FAX) 03-5968-8339</td> </tr> <tr> <td>肢体(親) 身体障がい・重度重複障がい</td> <td>藤井 亜紀子</td> <td>(電話・FAX) 03-3559-5380</td> </tr> <tr> <td>肢体</td> <td>塩尻 輝雄</td> <td>(電話) 070-5519-8422 (E-mail) teruo-s@willcom.com</td> </tr> <tr> <td>聴覚</td> <td>小川 道孝</td> <td>(FAX) 03-6319-4977</td> </tr> <tr> <td>視覚</td> <td>橋本 妙子</td> <td>(電話) 090-5573-5482</td> </tr> </tbody> </table>	担当地区	種別	氏名	電話/FAX/ メール	板橋	肢体	伊藤 弾	(電話) 070-4192-9673	肢体	石井 伸一	(電話) 090-4951-4665 (E-mail) ryuhandfavor@yahoo.co.jp	聴覚	越智 大輔	(FAX) 03-5464-6057	高次脳機能障がい	曾田 玉美	(E-mail) mejiroida@gmail.com	赤塚	肢体(親) 肢体不自由・医療的ケア・知的障がい	峰松 利江	(電話) 03-3559-8305	肢体(親)	高橋 智英子	(電話) 03-3937-3442	視覚	古村 法尾	(電話) 03-5383-1744	志村	聴覚	松本 志保	(FAX) 03-5968-8339	肢体(親) 身体障がい・重度重複障がい	藤井 亜紀子	(電話・FAX) 03-3559-5380	肢体	塩尻 輝雄	(電話) 070-5519-8422 (E-mail) teruo-s@willcom.com	聴覚	小川 道孝	(FAX) 03-6319-4977	視覚	橋本 妙子	(電話) 090-5573-5482
担当地区	種別	氏名	電話/FAX/ メール																																																																																						
板橋	肢体	伊藤 弾	(電話) 070-4192-9673																																																																																						
	肢体	石井 伸一	(電話) 090-4951-4665 (E-mail) ryuhandfavor@yahoo.co.jp																																																																																						
	聴覚	篠田 雅哉	(FAX) 03-6681-9558 (E-mail) at.masaya@yahoo.co.jp																																																																																						
	高次脳機能障がい	曾田 玉美	(E-mail) aida@mejiro.ac.jp																																																																																						
	視覚	橋口 浩一	(電話) 080-1782-7632																																																																																						
赤塚	全般	紫垣 伸也	(電話) 090-1965-6179 (E-mail) shigakishinya@gmail.com																																																																																						
	肢体(親)	高橋 智英子	(電話) 03-3937-3442																																																																																						
	視覚	古村 法尾	(電話) 03-5383-1744																																																																																						
	聴覚	松本 志保	(FAX) 03-5968-8339																																																																																						
志村	肢体(親) 身体障がい・重度重複障がい	藤井 亜紀子	(電話・FAX) 03-3559-5380																																																																																						
	肢体	塩尻 輝雄	(電話) 070-5519-8422 (E-mail) teruo-s@willcom.com																																																																																						
	聴覚	小川 道孝	(FAX) 03-6319-4977																																																																																						
担当地区	種別	氏名	電話/FAX/ メール																																																																																						
板橋	肢体	伊藤 弾	(電話) 070-4192-9673																																																																																						
	肢体	石井 伸一	(電話) 090-4951-4665 (E-mail) ryuhandfavor@yahoo.co.jp																																																																																						
	聴覚	越智 大輔	(FAX) 03-5464-6057																																																																																						
	高次脳機能障がい	曾田 玉美	(E-mail) mejiroida@gmail.com																																																																																						
赤塚	肢体(親) 肢体不自由・医療的ケア・知的障がい	峰松 利江	(電話) 03-3559-8305																																																																																						
	肢体(親)	高橋 智英子	(電話) 03-3937-3442																																																																																						
	視覚	古村 法尾	(電話) 03-5383-1744																																																																																						
志村	聴覚	松本 志保	(FAX) 03-5968-8339																																																																																						
	肢体(親) 身体障がい・重度重複障がい	藤井 亜紀子	(電話・FAX) 03-3559-5380																																																																																						
	肢体	塩尻 輝雄	(電話) 070-5519-8422 (E-mail) teruo-s@willcom.com																																																																																						
聴覚	小川 道孝	(FAX) 03-6319-4977																																																																																							
視覚	橋本 妙子	(電話) 090-5573-5482																																																																																							
84	知的障がい者相談員 ↓ 知的障害者相談員	知的障害者相談員	知的障がい者相談員																																																																																						
86	障がい者の就労・雇用の相談	板橋区障がい者就労支援センター(ハート・ワーク) 前野町4-16-1 旧おとしより保健福祉センター1階	板橋区障がい者就労支援センター(ハート・ワーク) 前野町4-16-1 おとしより保健福祉センター1階																																																																																						
87	板橋りんりん住まいるネット	問合 住宅政策課住宅政策推進係 ☎3579-2186 FAX 3579-5437	問合 板橋区居住支援協議会(住宅政策課住宅政策推進係内) ☎3579-2186 FAX 3579-5437																																																																																						
		<p>住まいるが見つからない・保証人や緊急連絡先が見つからないなど、住まいのお困りごとについて相談できる窓口です。相談者の個々の状況に応じ、入居可能な民間賃貸住宅情報の提供及びあっせんから、入居後の支援、退去に至るまでの伴走型支援を実施します。</p>	<p>板橋区居住支援協議会では、板橋区に居住している障がい者世帯の方から住まい探しの相談をお受けし、お困りの状況にあった居住支援サービスの情報提供を行っています。</p> <p>居住支援サービスの一部として、障がい者世帯の方のお住まいをお手伝いする「住宅情報ネットワーク」(87ページ参照)や、保証人を見つけられない場合に保証会社を利用して民間賃貸住宅への入居を支援する「家賃保証支援」(88ページ参照)など住まいのお困りごとの状況にあったサービス情報を提供しています。また、入居前から入居中、退去時にかかる支援を行う東京都が指定した「居住支援法人」などの情報提供を行います。</p>																																																																																						

ページ	項目	新	旧																								
87	住宅情報ネットワーク事業	すべて削除	住宅情報ネットワーク事業																								
88	リフォーム支援事業 ↓ 住宅リフォーム事業者登録制度	住宅リフォーム事業者登録制度 住宅リフォーム工事等の注文をしようとする方々が安心して住宅リフォーム事業者を選択することができるよう、住宅リフォーム事業者を登録名簿に登録し、住宅リフォーム工事等の請負実績などの情報を公開しています。	リフォーム支援事業 区内の円滑なリフォームを支援するために、区内のリフォーム支援登録事業者の情報を提供しています。また、登録事業者を利用してリフォーム工事を実施し、区と協定している金融機関でリフォームローンを組んだ場合は、金利優遇を受けられます。（既存木造住宅の耐震化や住宅のバリアフリー化を含むリフォーム工事も対象となります。）																								
88	木造住宅の耐震化推進助成 ↓ 木造住宅の耐震化促進助成	木造住宅の耐震化促進助成	木造住宅の耐震化推進助成																								
		対象になる方 平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅を個人で所有している	対象になる方 次の①、②の双方に該当する方 ①平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅を個人で所有している ②特別区民税及び軽自動車税等を滞納していない																								
90	都営住宅の募集案内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>募集区分</th> <th>対象になる方（一部抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【優遇抽せん募集（一部地区）】</td> <td>申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ○ 甲優遇（当選率が一般の5倍） ・身体障害者手帳 5級以下 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 ・難病患者等 ・原爆被爆者健康手帳所持者 ○ 乙優遇（当選率が一般の7倍） ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級</td> </tr> <tr> <td>【抽せん方式募集（単身者用車いす使用者向住宅）】</td> <td>申込者が、都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1・2級</td> </tr> <tr> <td>【抽せん方式募集（単身者向住宅）】</td> <td>申込者が、都内に3年以上居住する単身者で、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級 ・知的障がい者で上記の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1～4度）</td> </tr> <tr> <td>【ポイント方式募集（心身障がい者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします</td> <td>申込者が、都内に3年以上居住する成年者で、申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級</td> </tr> <tr> <td>【ポイント方式募集（車いす使用者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします</td> <td>申込者本人または同居親族（満6歳以上）が、車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1・2級</td> </tr> </tbody> </table>	募集区分	対象になる方（一部抜粋）	【優遇抽せん募集（一部地区）】	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ○ 甲優遇（当選率が一般の5倍） ・身体障害者手帳 5級以下 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 ・難病患者等 ・原爆被爆者健康手帳所持者 ○ 乙優遇（当選率が一般の7倍） ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級	【抽せん方式募集（単身者用車いす使用者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1・2級	【抽せん方式募集（単身者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身者で、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級 ・知的障がい者で上記の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1～4度）	【ポイント方式募集（心身障がい者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	申込者が、都内に3年以上居住する成年者で、申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級	【ポイント方式募集（車いす使用者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	申込者本人または同居親族（満6歳以上）が、車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1・2級	<table border="1"> <thead> <tr> <th>募集区分</th> <th>対象になる方（一部抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【優遇抽せん募集（一部地区）】</td> <td>申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ○ 甲優遇（当選率が一般の5倍） ・身体障害者手帳 5級以下 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 ・難病患者等 ・原爆被爆者健康手帳所持者 ○ 乙優遇（当選率が一般の7倍） ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級</td> </tr> <tr> <td>【抽せん方式募集（単身者用車いす使用者向住宅）】</td> <td>申込者が、都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級</td> </tr> <tr> <td>【抽せん方式募集（単身者向住宅）】</td> <td>申込者が、都内に3年以上居住する単身者で、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級 ・知的障がい者で上記の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1～4度）</td> </tr> <tr> <td>【ポイント方式募集（心身障がい者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします</td> <td>申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級</td> </tr> <tr> <td>【ポイント方式募集（車いす使用者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします</td> <td>申込者本人または同居親族（満6歳以上）が、車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級</td> </tr> </tbody> </table>	募集区分	対象になる方（一部抜粋）	【優遇抽せん募集（一部地区）】	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ○ 甲優遇（当選率が一般の5倍） ・身体障害者手帳 5級以下 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 ・難病患者等 ・原爆被爆者健康手帳所持者 ○ 乙優遇（当選率が一般の7倍） ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級	【抽せん方式募集（単身者用車いす使用者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級	【抽せん方式募集（単身者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身者で、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級 ・知的障がい者で上記の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1～4度）	【ポイント方式募集（心身障がい者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級	【ポイント方式募集（車いす使用者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	申込者本人または同居親族（満6歳以上）が、車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級
募集区分	対象になる方（一部抜粋）																										
【優遇抽せん募集（一部地区）】	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ○ 甲優遇（当選率が一般の5倍） ・身体障害者手帳 5級以下 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 ・難病患者等 ・原爆被爆者健康手帳所持者 ○ 乙優遇（当選率が一般の7倍） ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級																										
【抽せん方式募集（単身者用車いす使用者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1・2級																										
【抽せん方式募集（単身者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身者で、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級 ・知的障がい者で上記の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1～4度）																										
【ポイント方式募集（心身障がい者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	申込者が、都内に3年以上居住する成年者で、申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級																										
【ポイント方式募集（車いす使用者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	申込者本人または同居親族（満6歳以上）が、車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1・2級																										
募集区分	対象になる方（一部抜粋）																										
【優遇抽せん募集（一部地区）】	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ○ 甲優遇（当選率が一般の5倍） ・身体障害者手帳 5級以下 ・愛の手帳 4度 ・精神障害者保健福祉手帳 3級 ・難病患者等 ・原爆被爆者健康手帳所持者 ○ 乙優遇（当選率が一般の7倍） ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級																										
【抽せん方式募集（単身者用車いす使用者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身の車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級																										
【抽せん方式募集（単身者向住宅）】	申込者が、都内に3年以上居住する単身者で、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級 ・知的障がい者で上記の精神障がいの程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1～4度）																										
【ポイント方式募集（心身障がい者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	申込者本人または同居親族が、次のいずれかにあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～4級 ・愛の手帳 1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳 1～2級																										
【ポイント方式募集（車いす使用者世帯）】 抽せんをしないで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、入居資格審査対象者とします	申込者本人または同居親族（満6歳以上）が、車いす使用者で、次にあてはまる方 ・身体障害者手帳 1～2級																										

ページ	項目	新	旧
96	通所施設	区立福祉園 加賀福祉園→生活介護：25名 就労継続支援B型：40名 高島平福祉園→生活介護：30名 就労継続支援B型：30名 赤塚福祉園→生活介護：50名 就労継続支援B型：40名	区立福祉園 加賀福祉園→生活介護：25名 就労継続支援B型：60名 高島平福祉園→生活介護：36名 就労継続支援B型：30名 赤塚福祉園→生活介護：60名 就労継続支援B型：40名
97	広場あすなろ	対象になる方 15～39歳以下の軽度の知的障がいのある方で特別支援学級・特別支援学校に通っていない方が対象です。ただし、新規登録は29歳までの公的サービスを受けていない方が優先です。 年に1回、1月に広報いたばし等で募集のお知らせをします。	対象になる方 15～39歳以下の軽度の知的障がいのある方で特別支援学級・特別支援学校に通っていない方を対象に年に1回、1月に広報いたばし等で募集のお知らせをします。 公的サービスを受けていない方優先。
97	知的障がい者相談員 ↓ 知的障害者相談員	知的障害者相談員	知的障がい者相談員
98	精神保健に関する相談	東京都発達障害者支援センターの相談（おとなTOSCA） 受付日時 第1・3週 月～土 9：00～17：00（祝日を除く） その他の週 月火木金 9：00～17：00（祝日を除く）	東京都発達障害者支援センターの相談（おとなTOSCA） 受付日時 第2・4週 月～土 9：00～17：00（祝日を除く） その他の週 月火木金 9：00～17：00（祝日を除く）
107	就学相談	都立特別支援学校、区立小中学校特別支援学級（知的）への就学・転学及び特別支援教室（STEP UP教室）（情緒）への入室を希望される方の相談を行っています。 ※在学途中で特別支援教室（STEP UP教室）への入室を希望される場合は、在籍校に相談してください。	都立特別支援学校、区立小中学校特別支援学級（知的）への就学・転学及びSTEP UP教室（情緒）への入室を希望される方の相談を行っています。 ※在学途中でSTEP UP教室への入室を希望される場合は、在籍校に相談してください。
107	育児相談 ↓ 健康福祉センター	健康福祉センター 問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照） 保健師による相談 健康福祉センターでは、お子さんの発達や行動の心配について、保健師や心理相談員による相談を行っています。乳幼児健診や育児相談のほか、随時、電話でのご相談もお受けしております。 子どもののびるを支援する親の会（発達支援のための親の会） 区内在住で、発達の心配がある就学前のお子さんをもつ保護者の会で、交流会とミニ講座を行っています。子育ての中で感じる不安や悩みを、同じ立場の親同士で安心して話すことができます。板橋・赤塚・志村健康福祉センターの3か所で実施していますが、お住まいの地域に関係なく参加することが可能です。	育児相談 問合 所管の健康福祉センター（14・15 ページ参照） 健康福祉センターでは、乳幼児健診などから発達に関する心配があると思われる方に、保健師や心理相談員による相談を行っております。お子さんの発達や行動に気になることがありましたら、随時保健師にご相談ください。
111	制度一覧 (65歳以上の方)	削除	住宅情報ネットワーク事業
		住宅リフォーム事業者登録制度 「身体障害者手帳」の「視覚」の1級から「難病」まで、全て●	リフォーム支援事業 本文ページをご確認ください
		木造住宅の耐震化促進助成	木造住宅の耐震化推進助成

ページ	項目	新	旧
115	高齢者安否確認コール	問合 高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎3579-2371 【電話回数】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）のうち2日以内	問合 おとしより保健福祉センター（11ページ参照） 【電話回数】月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く）のうち2日以内
115	緊急通報システム機器の設置	問合 高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎3579-2464	問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎3579-2464
115	家具転倒防止器具取付費用の助成	問合 高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎3579-2464	問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎3579-2464
115	補聴器購入費用の助成	問合 高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎3579-2464	問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎3579-2464
116	紙おむつ等の支給	問合 高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎3579-2464 ～前文省略～ また、入院及び入所（有料老人ホーム・グループホーム等在宅扱い施設）で、病院（施設）指定の紙おむつを使用する方には、月7,000円まで紙おむつ等の費用を現金助成します。 なお、要介護度や世帯の最多所得者の所得により支給できない場合があります。また、生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯、介護保険施設入所者の方は対象になりません。	問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎3579-2464 ～前文省略～ また、入院及び入所（有料老人ホーム・グループホーム等在宅扱い施設）で、病院（施設）指定の紙おむつ等しか使用できない方には、月7,000円まで紙おむつ等の費用を現金助成します。 なお、要介護度や世帯の最多所得者の所得により支給できない場合があります。また、生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付世帯・介護保険の施設サービスを利用中の方は対象になりません。
116	理美容師派遣サービス	問合 高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎3579-2464	問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎3579-2464
116	高齢者等配食サービス事業	問合 高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎3579-2464	問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎3579-2464
116	ひとりぐらし高齢者見守りネットワーク事業	問合 生涯活躍推進課シニア地域づくり係 ☎3579-2376	問合 おとしより保健福祉センター（11ページ参照）
116	高齢者見守りキーホルダー事業	問合 生涯活躍推進課シニア地域づくり係 ☎3579-2376	問合 おとしより保健福祉センター（11ページ参照）
117	日常生活用具給付	問合 高齢政策課高齢者相談・給付係 ☎3579-2464	問合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎3579-2464
117	住宅設備改修費の助成	問合 生涯活躍推進課フレイル・介護予防係 ☎3579-2293	問合 おとしより保健福祉センター（11ページ参照）

ページ	項目	新	旧
118	索引	削除	住宅情報ネットワーク事業・・・・・・・・87
119		木造住宅の耐震化促進助成	木造住宅の耐震化推進助成
119 ↓ 118		P118 さ行 住宅リフォーム事業者登録制度・・・・・・・・88	P119 ら行 リフォーム支援事業・・・・・・・・88